

## 1 4 の重点検討事項の検討状況等について

いわゆる「混合診療」の解禁	・・・・・・・・・・	p 1
医療法人を通じた株式会社等の 医療機関経営への参入	・・・・・・・・・・	p 2
医療分野における価格決定 メカニズムの見直し	・・・・・・・・・・	p 3
地域医療計画の見直し	・・・・・・・・・・	p 4
医薬品の一般小売店における販売	・・・・・・・・・・	p 5
施設介護サービスと 在宅介護サービスの一元化	・・・・・・・・・・	p 6
幼稚園・保育所の一元化	・・・・・・・・・・	p 7
経営形態の異なる学校間の 競争条件の同一化	・・・・・・・・・・	p 8
学校に関する「公設民営方式」の解禁	・・・・・・・・・・	p 9
ハローワークの民間開放促進	・・・・・・・・・・	p10
社会保険の民間開放促進	・・・・・・・・・・	p11
人材の国際間移動の円滑化	・・・・・・・・・・	p13
自動車検査制度等の抜本的見直し	・・・・・・・・・・	p14
規制の見直し基準の策定	・・・・・・・・・・	p15

## いわゆる「混合診療」(保険診療と保険外診療の併用)の解禁

### 1. 検討の論点

「年内に解禁の方向で結論を出すように」との総理指示を受け、患者の選択に基づいた全面解禁(「特定療養費制度」の拡充にとどまらない)を目指す。

(直ちに全面解禁)

- ・一連の診療行為の中で行う予防的措置、保険適用回数等に制限がある検査
- ・患者の価値観により左右される診療行為
- ・診療行為に付帯するサービス

(一定水準以上の医療機関において包括的に解禁)

- ・新しい検査法、薬、治療法

### 2. これまでの検討状況

本事項に関しては、前身の総合規制改革会議から長年にわたり議論してきており、また、「中間とりまとめ」前の段階で有識者からヒアリング、日本医師会との公開討論を実施。

### 3. 今後の進め方

「患者本位の医療」を実現する観点から、患者の声も聞きつつ、議論の土台となる「混合診療」の定義を明確化するとともに、10月下旬以降、厚生労働省との公開討論を実施。

## 医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

### 1．検討の論点

「中間とりまとめ」で提言した、ア)医療法人に出資した株式会社の社員たる地位(議決権)の取得、イ)医療法人から他の医療法人への出資、ウ)出資額に応じた議決権の取得を目指す。

厚生労働省は医療の非営利性、真の非営利法人の方向へ誘導することを主張し、これらの提言に対して受け入れられないとの反論であるが、いずれも行政指導や定款例など法的な拘束力は無い。これらの事実をより明確にして行く必要がある。

### 2．これまでの検討状況

「中間とりまとめ」までの過程において、事実関係の確認、厚生労働省との協議を実施済み。

### 3．今後の進め方

実現に向け、法的拘束力の無い事実をより明確にするとともに、10月下旬以降厚生労働省との公開討論を実施。

## 医療分野における価格決定メカニズム（中医協の在り方）の見直し

### 1．検討の論点

中医協に関しては予ねて不透明性が指摘されてきているところであり、10月6日には中医協自身による改革案の審議も始まっている。

委員構成・任期のあり方、医療の現場の声が反映できるような仕組みの構築などを含め中医協の在り方の抜本的な見直しを求めてゆく。

### 2．これまでの検討状況

「中間とりまとめ」においては、主要官製市場改革WGにて本件に関する論点整理の上で改革に関する意見表明を行った。

第2回医療WG（10月5日）においても、厚生労働省から現在の検討状況についての状況聴取を行った。

### 3．今後の進め方

中医協の改革に関する厚生労働省での審議をウォッチするとともに、「中間とりまとめ」での提言を踏まえ、10月下旬以降厚生労働省との意見交換・審議を行い、それに基づき折衝を行ってゆく。

## 地域医療計画（病床規制）の見直し

### 1．検討の論点

「地域医療計画（病床規制）の見直し」については、「規制改革3ヵ年計画（再改定）」（2003.3.28/閣議決定）において、「医療機関の許可病床数の既得権益化」「地域間格差」などの問題が指摘され、

「地域医療計画の策定に当たっては、急性期、慢性期、特殊診療などの病床の機能について、地域の実情・ニーズを適切に踏まえた基準病床数の算定基準を公正かつ厳格に設定した上で、適正な病床数に収斂するように管理が徹底されるように措置する。また、医療内容の標準化と平均在院日数の短縮化など医療の質の面での医療機関相互の競争を促進することを通じ、適正な医療提供体制の確保を図る観点から、診断群別定額報酬払い制度の導入に向けた検討と併せ、病床規制のあり方を含め医療計画において検討し、措置する」【平成14年度より検討、平成17年度中の早期に措置】

とされたところである。これを受け、さる9月24日に厚生労働省の検討会「医療計画の見直し等に関する検討会ワーキンググループ」報告書において、基準病床数の撤廃の場合の必要最低条件等が示されたが、当会議では、引き続きDRG/PPSの導入促進を要請するとともに、「許可病床数の既得権益化」「地域間格差」などの原因である「病床規制」自体の撤廃を求めてゆく。

### 2．これまでの検討状況

7月13日	第1回医療WG開催	有識者ヒアリング
10月5日	第2回医療WG開催	厚生労働省ヒアリング

### 3．今後の進め方

病床規制を中心に地域医療計画について幅広く審議し、引き続き論点整理を行うとともに、厚生労働省との意見交換・審議を行い、折衝を行ってゆく。

## 医薬品の一般小売店における販売

### 1．検討の論点

医薬部外品ではなく一般用医薬品の一般小売店での販売解禁を求める。

医薬品のうち副作用の少ない薬などについては、「医薬部外品」として一般小売店での販売が認められてきたが、医薬品のリスクに応じた販売方法の見直しにより「医薬品を医薬品のままで小売店でも販売できる」よう提言している。

また、医薬品との区分が不明確になりつつある「医薬部外品」の明確な基準の明示も求めてゆく。

### 2．これまでの検討状況

10月5日 第2回医療WG開催 厚生労働省ヒアリング

### 3．今後の進め方

引き続き論点整理を行うとともに、厚生労働省との意見交換・審議を行い、折衝を行ってゆく。

# 施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化

## 1. 検討の論点

介護保険 3 施設のホテルコスト等は利用者負担とすべき。(平成 17 年度中に措置)

社会福祉法人に対する現行の施設整備費補助についてはホテルコストを新たな財源とすることができるため、廃止すべき。老人保健施設への補助金、療養病床の施設建設費用償還分の介護保険給付についても、同様にホテルコストを徴収することで廃止すべき。(平成 17 年度中に措置)

介護サービスの内容・料金等について、保険給付の対象とならないサービスを含め、提供主体による情報開示を徹底すべき。(平成 16 年度中に措置)

## 2. これまでの検討状況

9 月 27 日(月) 第 1 回福祉・保育 WG

- ・ 厚生労働省の対応状況を確認するとともに、今後の検討の進め方を議論。
- ・ 施設整備費補助については、地域再生要望を受けて「地域介護・福祉空間整備等交付金」に移行し、株式会社や NPO も交付金の対象となる予定。これについて、社会福祉法人と他の経営主体とのイコールフットィングが図られるかどうかについてさらに確認すべきとの議論があった。
- ・ ホテルコストを負担できない低所得層への対応については、生活保護だけでなく介護保険でも対応するという回答であり、取り扱いは未定。さらに議論をつける必要もある。

## 3. 今後の進め方

10 月 18 日(月) 第 2 回福祉・保育 WG (予定)

- ・ 厚生労働省からのヒアリングを行う。
- ・ その後論点を整理しつつ、答申案を作成し、厚生労働省との協議を行う。

# 幼稚園・保育所の一元化

## 1．検討の論点

< 3 か年計画の記載 >

「地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成 16 年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成 17 年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成 18 年度から本格実施を行う。」

本格実施に向けて、総合施設の基準が、地域のニーズに応じた弾力的なものとなるよう議論する必要がある。

## 2．これまでの検討状況

9 月 27 日（月） 第 1 回福祉・保育 WG

- ・ 厚生労働省の対応状況を確認するとともに、今後の検討の進め方を議論。
- ・ スケジュールは、概ね「3 か年計画」の決定どおり進行している模様。
- ・ 総合施設の施設整備・職員資格・職員配置・幼児受入などに関する規制の水準は、幼稚園と保育所の緩い方の規制の水準以下とすべきではないかという点、認可保育所の基準がそもそも厳しいのではないかという点などについて、事業者等から取材を行い、論点を整理すべきとの議論があった。

## 3．今後の進め方

- ・ 10 月中を目途に、事業者や自治体等から話を聞き、論点を整理する。
- ・ その上で、文部科学省・厚生労働省に対してヒアリングを行う。
- ・ さらに論点を整理の上、答申案を作成し、文部科学省・厚生労働省と協議。



## 経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化

### 1．検討の論点

教育サービスの消費者の選択を完全に自由なものとするため、経営形態の異なる学校間で大きな格差のある「機関補助」に代えて、外国でも実施例の多い「学生への平等な直接補助」方式である「バウチャー制度」の早期導入を検討すべきである。

導入にあたっての制度設計上の工夫など

当面の措置として、構造改革特区によって認められた、株式会社等により設置される学校については、学校法人と同等の私学助成、優遇税制の対象とすべきである。

株式会社等の特性を失わない程度の「公の支配」を満たすための行為要件

### 2．これまでの検討状況

10月1日に教育・研究WGを開催し、有識者から、バウチャー等についてヒアリングするとともに、論点を整理。

### 3．今後の進め方

10月中に文部科学省から検討状況について報告を聴取した上で公開討論を行う。

## 学校に関する「公設民営方式」の解禁

### 1. 検討の論点

「公設民営方式」(地方公共団体等の設置した施設について、これを株式会社・NPO等に対し包括的に管理・運営委託させる方式)を高等学校、幼稚園のみならず義務教育を含めた学校一般について、速やかに解禁すべく、必要な措置を講ずるべきである。

公設民営の具体的な方法(下記)、委託先のあり方など

「公設民営方式」を公立学校と私立学校の間間的な形態と位置付けた場合は、退学処分等処分性のある行為については、その責任を地方公共団体等が負う方法、あるいは「公設民営方式」を私立学校の一類型として捉えた場合は、例えば公立学校における退学処分に相当する行為を契約の解除として整理する方法、等により、実現することは十分可能と考える。

### 2. これまでの検討状況

10月1日に教育・研究WGを開催し、論点を整理。

### 3. 今後の進め方

10月中に文部科学省から検討状況について報告を聴取した上で公開討論を行う。

## ハローワークの民間開放促進

### 1 . 検討の論点

「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年12月22日 総合規制改革会議)では、『職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進』として、大宗以下のとおり指摘している。

「公共職業安定所(ハローワーク)については、その基本的な機能とサービスの質を維持した上で、民間委託の更なる拡大に加え、公設民営方式などの導入、独立行政法人化、地方公共団体への業務移管など、その組織・業務の抜本的な見直しについて、検討を進め、結論を得べきである。なお、ハローワークについては、求職・求人のマッチング率が必ずしも高くないとの指摘もある。」

上記を踏まえ、より機能的な職業紹介・職業訓練・雇用保険給付等の連携の在り方を検討するとともに、求職・求人のマッチング率を向上させる等の観点から、ハローワークの業務の更なる民間開放を進めるべき。

### 2 . これまでの検討状況

官業民営化等WG各省庁ヒアリング(厚生労働省ヒアリング)

- ・ 7月12日(月)第3回WG 雇用保険業務
- ・ 10月4日(月)第11回WG 職業紹介業務

雇用・労働WG各省庁ヒアリング(厚生労働省ヒアリング)

- ・ 10月6日(水)第2回WG 職業紹介業務等

### 3 . 今後の進め方

官業民営化等WGにおける各省庁ヒアリングや関係各府省との折衝等を原則としつつ、市場化テストの活用も視野に入れて、民間開放の推進を図る。

## 社会保険の民間開放促進

### 1. 検討の論点

社会保険庁は、以下のように業務が非効率、業務ミス、公務員の行動規範に反する行動がみられるといった課題を抱えている

#### 徴収

##### 国民年金

- 徴収率が低い（平成 15 年度 63.4%）

##### 厚生年金・政府管掌健康保険

- 徴収率は高いというものの、徴収の対象とすべき未適用事業所数が把握されていない

#### 年金相談

- 利用者の立場に立った親切的な業務運営ができていないとの意見あり
- 団塊の世代が年金受給者となるに連れ、年金相談件数が更に増加することが予想される

#### 給付

- 度重なる給付ミス（約 24 億円の過払い、約 250 億円の未払いなど発生）

#### コスト効率

- 政府管掌健康保険及び厚生保険特別会計の業務に携わっている職員の一人当たり人件費が 853 万円（社会保険庁提出資料ベース）
- 人件費以外でも、システム維持管理費が年間約 1,000 億円程度かかっているとの報道あり

#### 職員の不適切な行動

- 職員の賄賂の授受に関する報道あり
- 保険料を野球大会費用等に支出

#### 個人情報

- 加入者情報の漏洩や医療レセプトの情報流出など

国民からも、社会保険庁関連業務に関して、不満の声がでてきている。これらを是正するには、社会保険業務を官で全て独占的に行うのではなく、民間のもつ、徴収での督促や回収をコールセンター等も活用しコスト効率的に行うスキルや、顧客である国民の満足度を充実させつつ成果に応じたコストの支払いを可能とする仕組み等を活用、競争による業務の進め方の向上を目指すためにも、民間への開放が有効と考える。

社会保険の給付、徴収については、基本的には政策的に決定された保険料率等に基づき機械的に決定される個々の徴収額等の処理であり、一般的に裁量の余地はないと考える。年金相談業務についても同様のことが考えられる。十分なガイドライン化、マニュアル化により民間開放可能ではないか。



## 人材の国際間移動の円滑化

### 1．検討の論点

経済の国際化が進展し、ヒトの国際間移動も活発化している。また、本格的な少子高齢化社会を迎え、我が国としてどのように対応していくべきなのか、真剣に考える時期に来ている。そのような諸状況を踏まえ、我が国として外国人をどのように受け入れていくべきなのか等について検討していく必要がある。

- (1) 時代とともに、経済もめまぐるしく変化している中で、現在の外国人受入れの基準が現状にマッチしていないのではないか。
- (2) 現在の外国人受入れ制度は、担当府省の裁量行政そのものであり、入国を希望する外国人の予見可能性が低く、透明性が確保されていないのではないか。
- (3) 積極的に受入れる一方で、不法就労等対策を強化すべきではないか。

### 2．これまでの検討状況

- (1) 9月6日：第1回国際経済連携 WG  
日本経団連及び明治大学・山脇教授より、「ヒトの移動」に関する有識者ヒアリングを実施。
- (2) 10月1日：第2回国際経済連携 WG  
榎本・行政書士ら外国人の入国手続の取次を行う実務家からのヒアリングを実施。

### 3．今後の進め方

- (1) 本日、第3回国際経済連携 WG を開催し、外務省・海外交流審議会答申に関する意見交換を行うとともに、答申に向けた検討項目を整理し、優先順位付けを行う。
- (2) 上記(1)を踏まえ、公開討論も視野に入れつつ、外務省、法務省、厚生労働省等との意見交換を行う。意見交換等を踏まえ、論点を整理した上で、各府省との折衝等を行い、ヒトの移動の円滑化に資する規制改革を進める。

## 自動車検査制度等の抜本的見直し

### 1. 検討の論点

- ・車検有効期間については、技術の進歩等を踏まえ、国民負担の一層の軽減等の観点から常に見直しを図っていく必要あり。
- ・安全で環境との調和の取れた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断する為の調査を平成16年度中に取りまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずる。

### 2. 国土交通省におけるこれまでの調査状況

- ・国土交通省の「自動車の検査・点検整備に関する基礎調査検討会」において、本年秋を目途に検査の周期や点検項目を見直した場合の交通事故や環境に与える影響等の試算、検討を行い、その後当該結果(案)を公表し、本年度末までに調査結果を取りまとめる予定。

### 3. 今後の進め方

- ・10/下旬 エネルギー・運輸WGで「自動車の検査・点検整備に関する基礎調査検討会」での調査状況についてヒアリング
- ・ヒアリング結果を踏まえて折衝

## 「規制の見直し基準の策定」の検討の状況と今後の進め方等について

### 1．検討の論点

規制の必要性・合理性等を迅速かつ客観的に議論・判断していくため、規制の見直し基準を作成し、既存規制の見直しを推進する。

### 2．これまでの検討状況

各府省において平成16年度から試行的に実施することとされている規制影響分析（R I A : Regulatory Impact Analysis）について、平成16年8月13日、参考となる実施要領（規制影響分析（R I A）の試行的実施に関する実施要領）を作成し、その内容を各府省に事務連絡として送付した。

### 3．今後の進め方

規制の見直し基準を作成するためにコアとなるような基本的な考え方を整理する。なお、規制の制定過程や運用における客観性・透明性向上のため、R I Aの本格的実施に向けて検討していくほか、パブリック・コメント手続、日本版ノーアクションレター制度、行政手続法等の見直しについて引き続きフォローアップしていく。